SOMPO ホールディングス

保険の先へ、挑む。

第９回　定時株主総会招集ご通知



目次

01 第9回定時株主総会招集ご通知
06 株主総会参考書類
　第1号議案 剰余金の処分の件
　第2号議案 定款一部変更の件
　第3号議案 取締役11名選任の件
28 事業報告
64 連結計算書類
67 計算書類
69 監査報告書

SOMPOホールディングス株式会社

ご挨拶



株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を６月24日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社
グループCEO 代表取締役社長　**櫻田　謙悟**

グループ経営理念

ＳＯＭＰＯホールディングスグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

グループ行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

目指す企業グループ像

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

ブランドスローガン

保険の先へ、挑む。

保険にとどまらない幅広い事業領域にチャレンジしていく、
その幅広さを表現するとともに、「挑む」という能動的な言葉に、
真のサービス産業を目指していく、世界で伍していく強い意志を込めました。

証券コード　8630
2019年５月31日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番１号
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社
グループCEO 代表取締役社長　櫻 田 謙 悟

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」（６頁から27頁まで）をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（４頁から５頁まで）にしたがって議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　2019年６月24日（月曜日）午前10時
（受付開始　午前９時）
※受付開始時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

2.　場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番１号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　本店２階会議室
（「定時株主総会会場ご案内」（80頁から81頁まで）をご参照ください。）

・主会場が混雑した場合は、別会場をご案内させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
・ご発言は主会場にて承りますので、ご発言を希望される株主さまは、主会場へご入場ください。

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項 1. 2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役11名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

(1) 議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案に対し、賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 同封の議決権行使書用紙とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使を代理人に委任する場合は、当社定款第18条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま１名を代理人とし、その方が、代理権を証明する書面（委任状等）を会場受付にご提出ください。

また、代理権を証明する方法として、委任者の記名押印のある委任状等に加え、以下のいずれかの書類をご提出いただくことが必要となります。

① 当社から委任者に送付した議決権行使書用紙

② 委任者の印鑑登録証明書（この場合、委任状等には印鑑登録証明書の登録印の押印が必要です。）

③ 委任者の運転免許証、各種健康保険証等委任者の住所、氏名の確認ができる公的証明書類の写し

以 上

○招集通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知への記載を省略しております。

①事業報告のうち「保険持株会社の現況に関する事項」の「企業集団の主要な事務所の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」の「内部統制基本方針」および「特定完全子会社に関する事項」

②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページにその内容を掲載いたします。

【当社ホームページ】	https://www.sompo-hd.com/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会日時 2019年6月24日（月曜日）午前10時
（受付開始　午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

次のいずれかの方法により、議決権を行使してください。



書面（議決権行使書用紙）の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限までに到着**するようご返送ください。

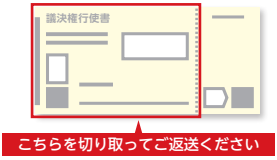

行使期限 2019年6月21日（金曜日）午後5時 **到着分**まで



インターネット

詳細は次頁をご参照ください。

議決権行使サイトにアクセスしていただき、**行使期限までに**、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月21日（金曜日）午後5時 まで

インターネットによる議決権行使の際にご留意いただく事項

- 議決権行使サイトへのアクセスに際してのインターネット接続料金・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 議決権行使サイトは株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

インターネットによる議決権行使方法

QRコード®を読み取る方法「スマート行使」 ID・パスワード不要

1 QRコード®を読み取る

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®をスマートフォンにて読み取ってください。

(「QRコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2 議案に対する賛否を入力する

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使書イメージ（表）

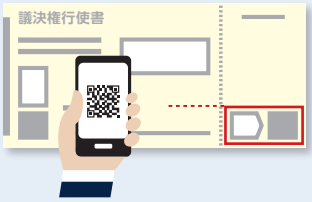

(注) 上記方法での議決権行使は１回のみ可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、議決権行使コード・パスワードを入力する方法でのお手続きとなります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/ または 議決権行使 みずほ 検索

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力のうえ、新しいパスワードを設定してください。

4 議案に対する賛否を入力する

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

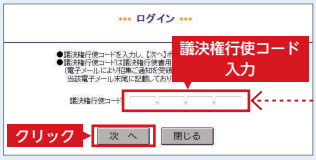

議決権行使書イメージ（裏）

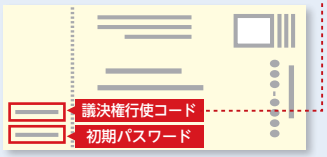

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

みずほ信託銀行　証券代行部

電話 0120-768-524（通話料無料）　受付時間 午前9時から午後9時まで（土日・祝日を除く）

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

■ 第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性を確保しつつ、成長事業分野への投資等により資本効率の向上を図るとともに、株主還元につきましては、安定的な配当を基本とし、資本の状況に応じて自己株式取得も選択肢としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況や今後の事業環境等を勘案しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式１株につき　　金65円
   総額　　24,243,456,835円
   これにより、当期における年間配当金は、中間配当金65円を含め、１株につき130円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2019年６月25日

■ 第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の目的

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、持続的な成長と企業価値の向上を果たしていくことを目指しております。当社はこれまでその実現に向けて、グループ経営体制の強化を着実に進めてまいりましたが、このたび、監督・執行の立場・役割の明確化による両機能の更なる強化および社外取締役を中心とした取締役会への移行による監督のガバナンス体制の強化のため、指名委員会等設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除、各変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、定款変更案のうち、第33条につきましては、監査役全員の同意を得ております。また、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更定款案対照表

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更定款案
第１章　　総　則	第１章　　総　則
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3) 執行役 (4) 会計監査人
第５条　（略）	第５条　（現行どおり）

現行定款	変更定款案
第２章　　株　式	第２章　　株　式
第６条～第９条　（略）	第６条～第９条　（現行どおり）
(単元未満株式の買増請求) 第10条　当会社の株主は、取締役会の決議によって定める株式取扱規則（以下「株式取扱規則」という。）の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増請求) 第10条　当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第11条　（略） ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　（略）	(株主名簿管理人) 第11条　（現行どおり） ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。 ３　（現行どおり）
(株式取扱規則) 第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続きについては、法令またはこの定款のほか、株式取扱規則の定めるところによる。	(株式取扱規則) 第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続きについては、法令またはこの定款のほか、取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則の定めるところによる。
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第13条～第14条　（略）	第13条～第14条　（現行どおり）
(招集権者および議長) 第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。	(招集権者および議長) 第15条　株主総会は、グループCEOを兼務する取締役がこれを招集し、その議長となる。 ２　グループCEOを兼務する取締役を置かないときまたはグループCEOを兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。
第16条～第18条　（略）	第16条～第18条　（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第19条～第21条　（略）	第19条～第21条　（現行どおり）
(代表取締役および役付取締役) 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各１名を選定することができる。	（削除）
(取締役会の招集権者および議長) 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ２　取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。 ２　前項に従い定めた取締役に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
(取締役会の招集) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集) 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更定款案
第25条～第26条　（略）	第24条～第25条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第28条～第29条（略）	第26条～第27条（現行どおり）
第５章　　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第30条　当会社の監査役は、７名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
（監査役会の招集） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第34条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。 ２　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会規則） 第35条　監査役会の運営については、法令またはこの定款のほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則の定めるところによる。	（削除）
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（削除）
（社外監査役との責任限定契約） 第38条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）

現行定款	変更定款案
(新設)	第５章　　指名委員会、監査委員会および報酬委員会
(新設)	(委員の選定方法) 第28条　指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
(新設)	(委員会規程) 第29条　指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会の決議によって定める各委員会規程の定めるところによる。
(新設)	第６章　　執行役
(新設)	(選任方法) 第30条　執行役は、取締役会の決議によって選任する。
(新設)	(任期) 第31条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新設)	(代表執行役およびグループCEO) 第32条　取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって執行役の中からグループCEOを選定することができる。
(新設)	(執行役の責任免除) 第33条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新設)	(執行役規程) 第34条　執行役に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会の決議によって定める執行役規程の定めるところによる。
第６章　　計　算	第７章　　計　算
第39条～第42条　(略)	第35条～第38条　(現行どおり)
(新設)	附　則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の第９回定時株主総会の終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

■ 第３号議案　取締役11名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。これに伴い、取締役および監査役全員が任期満了となります。

指名委員会等設置会社への移行後の当社は、監督・執行の立場・役割の明確化による両機能の更なる強化および社外取締役を中心とした取締役会への移行による監督のガバナンス体制の強化を進めてまいります。つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役11名（うち社外取締役７名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位および担当	その他
1	さくらだ　けんご **櫻田　謙悟**	グループCEO代表取締役社長社長執行役員 グループ経営全般の統括（最高経営責任者）	再任
2	つじ　しんじ **辻　伸治**	グループCOO兼グループCBO代表取締役副社長執行役員 グループ経営全般の統括、グループのブランド領域の最高責任者	再任
3	はなわまさき **塙　昌樹**	監査役	新任
4	はなだ　ひでのり **花田　秀則**	監査役	新任
5	のはら　さわこ **野原　佐和子**	取締役（社外取締役）	再任 社外　独立役員
6	えんどういさお **遠藤　功**	取締役（社外取締役）	再任 社外　独立役員
7	むらた　たまみ **村田　珠美**	取締役（社外取締役）	再任 社外　独立役員
8	**スコット・トレバー・デイヴィス** **(Scott Trevor Davis)**	取締役（社外取締役）	再任 社外　独立役員
9	やなぎだ　なおき **柳田　直樹**	監査役（社外監査役）	新任 社外　独立役員
10	うちやま　ひでよ **内山　英世**	監査役（社外監査役）	新任 社外　独立役員
11	むらき　あつこ **村木　厚子**	監査役（社外監査役）	新任 社外　独立役員

＜ご参考：指名委員会等設置会社への移行イメージ＞

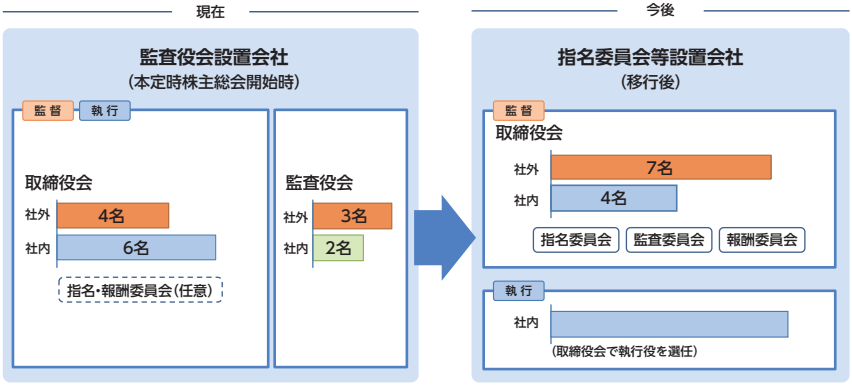

＜ご参考：委員会の構成予定＞

第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役11名選任の件」が承認可決された場合の委員会構成は次のとおり予定しております。

候補者番号	氏　名	指名委員会	監査委員会	報酬委員会	その他
1	櫻田 謙悟				グループCEO 代表執行役
2	辻 伸治				代表執行役
3	塙 昌樹		○		
4	花田 秀則		○		
5	野原 佐和子	○		○	社外取締役
6	遠藤 功	○		○	社外取締役
7	村田 珠美	○		○	社外取締役
8	ｽｺｯﾄ・ﾄﾚﾊﾞｰ・ﾃｲｳﾞｨｽ	○		○	社外取締役
9	柳田 直樹		○		社外取締役
10	内山 英世		○		社外取締役
11	村木 厚子		○		社外取締役

取締役候補者（11名）

候補者番号 1. 櫻田 謙悟（さくらだ けんご）　再任



■ **生年月日**
1956年２月11日生

■ **取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
９年

■ **所有する当社の株式の数**
20,341株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1978年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社
2005年 ７月　株式会社損害保険ジャパン執行役員金融法人部長
2007年 ４月　同社常務執行役員
2007年 ６月　同社取締役常務執行役員
2010年 ４月　当社取締役常務執行役員
2010年 ７月　当社取締役執行役員
　　株式会社損害保険ジャパン代表取締役社長社長執行役員
2011年 ６月　当社取締役
2012年 ４月　当社代表取締役社長社長執行役員
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役会長会長執行役員
2015年 ４月　同社代表取締役会長
2015年 ７月　当社グループＣＥＯ代表取締役社長社長執行役員（現職）
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役会長
2016年 ４月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役（現職）
2019年 ４月　公益社団法人経済同友会代表幹事（現職）

＜担　当＞
グループ経営全般の統括（最高経営責任者）

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役
公益社団法人経済同友会代表幹事

■ **取締役候補者とした理由**

櫻田謙悟氏は、損害保険事業における経営統合、事業提携、経営企画、営業、システムなどの経験に加え、国際金融機関におけるグローバルキャリアを有し、2010年に株式会社損害保険ジャパン代表取締役社長に就任、2012年に当社代表取締役社長に就任、2015年に当社グループＣＥＯ（Chief Executive Officer）に就任しております。保険持株会社の経営、グローバル経営に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できることに加え、今後のグローバル展開・新規事業分野への進出にこれらの知見が必要と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2. 辻 伸治（つじ しんじ） 再 任



■ **生年月日**
1956年12月10日生

■ **取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
8年

■ **所有する当社の株式の数**
20,050株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年 4月　安田火災海上保険株式会社入社
2008年 4月　株式会社損害保険ジャパン執行役員カスタマーサービス部長
2009年 4月　同社常務執行役員
2011年 6月　当社取締役常務執行役員
2012年 4月　当社取締役専務執行役員
2014年 4月　当社代表取締役副社長執行役員
2016年 4月　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社取締役（現職）
2017年 4月　当社グループＣＦＯ代表取締役副社長執行役員
2019年 1月　当社グループＣＯＯ兼グループＣＦＯ代表取締役副社長執行役員
2019年 4月　当社グループＣＯＯ兼グループＣＢＯ代表取締役副社長執行役員（現職）

＜担　当＞
グループ経営全般の統括
グループのブランド領域の最高責任者

＜重要な兼職の状況＞
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社取締役

■ **取締役候補者とした理由**

辻伸治氏は、損害保険事業における経理、広報、CSR、営業などの経験を有し、当社においてはグループ会社の経営管理や経理・財務などを担当し、2014年に当社代表取締役に就任、2017年に当社グループＣＦＯ（Chief Financial Officer）に就任、2019年に当社グループＣＯＯ（Chief Operating Officer）およびグループCBO（Chief Brand Officer）に就任しております。保険持株会社の経営に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3. 塙（はなわ） 昌樹（まさき）

新 任



■ **生年月日**
1958年２月16日生

■ **取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
なし（ただし、監査役在任年数は３年）

■ **所有する当社の株式の数**
24,458株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
監査役として14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社
2010年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員経営企画部長
2011年 １月　同社執行役員経営企画部長兼お客さまサービス品質向上室長
2011年 ４月　同社執行役員経営企画部長
2012年 ４月　同社常務執行役員
2013年 ４月　日本興亜損害保険株式会社常務執行役員
2014年 ４月　株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員
2016年 ４月　同社顧問
2016年 ６月　当社監査役（現職）

■ **取締役候補者とした理由**

塙昌樹氏は、損害保険事業および生命保険事業における経営企画、経理・財務などの経験を有し、当社においては2016年に常勤監査役に就任し、グループ全体を視野に入れた幅広い監査に従事しております。保険持株会社に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。

候補者番号 4. 花田（はなだ） 秀則（ひでのり）　新任



■ **生年月日**
1958年８月15日生

■ **取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
なし（ただし、監査役在任年数は１年）

■ **所有する当社の株式の数**
7,847株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
監査役として14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年 ４月　日本火災海上保険株式会社入社
2016年 ４月　当社執行役員経理部長
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員経理部長
2017年 ４月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員経理部特命部長
2018年 ４月　同社顧問
2018年 ６月　当社監査役（現職）

■ **取締役候補者とした理由**

花田秀則氏は、当社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の経理部門における長年の経験を有し、当社においては2018年に常勤監査役に就任し、グループ全体を視野に入れた幅広い監査に従事しております。保険持株会社および保険会社の財務、会計分野に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。

候補者番号 5. 野原（のはら） 佐和子（さわこ） 再任 社外取締役候補者 独立役員



■ **生年月日**
1958年１月16日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
６年

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
12／14回（85%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1988年12月　株式会社生活科学研究所入社
1995年 ７月　株式会社情報通信総合研究所入社
1996年 ４月　同社主任研究員
1998年 ７月　同社ＥＣビジネス開発室長
2000年12月　有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役
2001年12月　株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現職）
2006年 ６月　日本電気株式会社取締役
2009年11月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現職）
2012年 ６月　株式会社損害保険ジャパン監査役
2013年 ６月　当社取締役（現職）
2014年 ６月　日本写真印刷株式会社取締役
　　株式会社ゆうちょ銀行取締役（現職）
2018年 ６月　東京瓦斯株式会社監査役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
株式会社ゆうちょ銀行取締役（社外取締役）
東京瓦斯株式会社監査役（社外監査役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

野原佐和子氏は、経営者としての経験に加え、ＩＴ業界に関わる豊富な経験、産業競争力会議民間議員など政府関係委員会等の役職を歴任し政策策定に参画するなど高い見識を有し、多角的かつ専門的な観点から当社の経営に適切な助言を行っており、また、当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関しても貴重な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 6. 遠藤 功（えんどう いさお）

再 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1956年５月８日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
５年

■ **所有する当社の株式の数**
700株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
14／14回（100％）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年 ４月　三菱電機株式会社入社
1988年10月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社
1992年10月　アンダーセン・コンサルティング入社
1996年10月　同社パートナー
1997年 ９月　日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社パートナー兼取締役
2000年 ５月　株式会社ローランド・ベルガー代表取締役社長
2006年 ４月　同社会長（現職）
　　早稲田大学大学院商学研究科教授
2011年 ５月　株式会社良品計画取締役（現職）
2013年 ３月　ヤマハ発動機株式会社監査役
2014年 ６月　当社取締役（現職）
　　日新製鋼株式会社（現日鉄日新製鋼株式会社）取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
株式会社ローランド・ベルガー会長
株式会社良品計画取締役（社外取締役）
日鉄日新製鋼株式会社取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

遠藤功氏は、グローバル・コンサルティングファームにおける実務経験に加え、大学院教授としての学術的な知見を踏まえた幅広い見識と、経営者としての豊富な経験を有し、特に「現場力」の実践的研究を通じ深度のある多角的な観点から当社の経営に適切な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 7. 村田（むらた） 珠美（たまみ）

再 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1960年１月18日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
５年

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1988年 ４月　弁護士登録
2001年 ８月　村田法律事務所弁護士（現職）
2008年 ４月　第二東京弁護士会副会長
2014年 ６月　当社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
弁護士

■ **社外取締役候補者とした理由**

村田珠美氏は、法律家としての豊富な知識と経験を有し、その知識と経験に基づく専門的知見から当社の経営に適切な助言を行っており、また、当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関しても貴重な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 8. スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) 再 任 社外取締役候補者 独立役員



■ **生年月日**
1960年12月26日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
5年

■ **所有する当社の株式の数**
0株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

2001年 4月　麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授
2004年 5月　株式会社イトーヨーカ堂取締役
2005年 9月　株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役
2006年 3月　株式会社ニッセン監査役
2006年 4月　立教大学経営学部国際経営学科教授（現職）
2011年 3月　株式会社ブリヂストン取締役（現職）
2014年 6月　当社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
立教大学経営学部国際経営学科教授
株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

スコット・トレバー・デイヴィス氏は、学識者としての幅広い見識を有し、特に大学での経営戦略論やＣＳＲに関わる研究を通じて当社の経営に適切な助言を行っており、また、グローバルな視点からも多角的な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 9. 柳田 直樹（やなぎだ なおき）

新 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1960年２月27日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
なし（ただし、社外監査役在任年数は５年）

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
社外監査役として14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1987年 ４月　弁護士登録
　　柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）弁護士（現職）
2004年 ６月　日本製紙株式会社監査役
　　株式会社日本ユニパックホールディング監査役
2014年 ６月　当社監査役（現職）
　　アルパイン株式会社監査役
2016年 ６月　アルパイン株式会社取締役（監査等委員）
　　ＹＫＫ株式会社監査役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
弁護士
ＹＫＫ株式会社監査役（社外監査役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

柳田直樹氏は、法律家としての豊富な知識と経験を有し、2014年に当社社外監査役に就任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、専門的な知識と経験を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任社外取締役候補者としました。

候補者番号 10. 内山 英世（うちやま ひでよ）

新 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1953年３月30日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
なし（ただし、社外監査役在任年数は２年）

■ **所有する当社の株式の数**
200株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
社外監査役として14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1975年11月　アーサーヤング会計事務所入所
1979年12月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
1980年 3月　公認会計士登録
1999年 7月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
2002年 5月　同監査法人本部理事
2006年 6月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）専務理事
2010年 6月　同監査法人理事長
　　ＫＰＭＧジャパンチェアマン
2011年 9月　ＫＰＭＧアジア太平洋地域チェアマン
2013年10月　ＫＰＭＧジャパンＣＥＯ
2015年 9月　朝日税理士法人顧問（現職）
2016年 6月　オムロン株式会社監査役（現職）
2017年 6月　当社監査役（現職）
2018年 6月　エーザイ株式会社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
朝日税理士法人顧問
オムロン株式会社監査役（社外監査役）
エーザイ株式会社取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

内山英世氏は、公認会計士としての専門的な見識と経験を有し、また、日本有数の監査法人およびグローバル・コンサルティングファームの経営者としての豊富な経験を有し、2017年に当社社外監査役に就任しております。豊富な知見と経験を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任社外取締役候補者としました。

候補者番号 11. 村木 厚子（むらき あつこ）

新任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1955年12月28日生

■ **社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）**
なし（ただし、社外監査役在任年数は２年）

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2018年度）**
社外監査役として14／14回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1978年 ４月　労働省入省
2005年10月　厚生労働省大臣官房政策評価審議官
2006年 ９月　同省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
2008年 ７月　同省雇用均等・児童家庭局長
2010年 ９月　内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
2012年 ９月　厚生労働省社会・援護局長
2013年 ７月　同省厚生労働事務次官
2016年 ６月　伊藤忠商事株式会社取締役（現職）
2017年 ６月　当社監査役（現職）
2018年 ６月　住友化学株式会社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
伊藤忠商事株式会社取締役（社外取締役）
住友化学株式会社取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

村木厚子氏は、厚生労働省における厚生労働事務次官、大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、内閣府における政策統括官等の重要ポストを歴任し、高い見識と豊富な経験を有し、2017年に当社社外監査役に就任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、豊富な知見と経験を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任社外取締役候補者としました。

注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏、スコット・トレバー・デイヴィス氏、柳田直樹氏、内山英世氏および村木厚子氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（26頁から27頁まで）を定めており、各氏が本基準に掲げる審査事由に該当しておらず、独立性を有すると判断しております。
また、各氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 野原佐和子氏は、過去、当社子会社の社外監査役でありました。
4. 当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約（責任限定契約）を締結しております。各氏が社外取締役に選任（再任）された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
また、柳田直樹氏、内山英世氏および村木厚子氏が社外取締役に選任（新任）された場合、当社は各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

■役員選任方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員選任方針」を定めております。第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、当社が指名委員会等設置会社に移行した場合の「役員選任方針」の内容は次のとおりであります。

＜役員選任方針＞

当社の役員の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役については指名委員会が選定した候補者を株主総会において決定し、執行役については指名委員会が選定した候補者を取締役会において決定します。

１．取締役の選任方針

当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担います。この観点から、取締役会は、多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者、学識者または法曹もしくは財務・会計にかかわる専門的知見を有する者等を、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を考慮し、社外取締役として選任し、社外取締役を中心に構成します。

また、取締役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役については「社外取締役の独立性に関する基準」を定め、この基準に照らし合わせて選任を行います。

なお、実質的な論議を行うことを目的として、定款の定めにより取締役は15名以内とします。

２．執行役の選任方針

当社は、執行役の選任にあたり、「望ましい執行役像」・「執行役選任方針」を定め、必要な能力・資質、経験や実績のバランス等に関する基本的事項を定めており、これらの基準・方針に照らし合わせて選任を行います。

以　上

■社外取締役の独立性に関する基準

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「社外取締役の独立性に関する基準」を定めております。第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、当社が指名委員会等設置会社に移行した場合の「社外取締役の独立性に関する基準」の内容は次のとおりであります。

＜社外取締役の独立性に関する基準＞

当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役の当社からの独立性を判断します。

１．人的関係：当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
２．資本的関係：当社株式の保有、当社グループによる株式保有の状況
３．取引関係：当社グループとの取引・寄付の状況
４．上記以外の重要な利害関係

社外取締役の候補者が次に掲げる事由に該当するときは、社外取締役を中心に組成する指名委員会が独立性の有無を審査し、取締役会が最終判断した後に、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。

(1) 人的関係
①現在または過去10年間（非業務執行取締役、監査役であった者はその就任前10年間）において、当社または子会社の業務執行取締役[注1]・執行役・執行役員・使用人である者・あった者
②現在または過去５年間において、当社または子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員・重要な使用人[注2]である者・あった者の親族[注3]
③当社または子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社・子会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員

(2) 資本的関係
①当社が議決権10％以上を保有する会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員・使用人
②当社が議決権10％以上を保有する会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員の親族
③現在または過去５年間において、当社の議決権10％以上を保有する者・保有していた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社[注4]の取締役・監査役・会計参与・執行役・理事・執行役員・使用人である者・あった者）
④現在または過去５年間において、当社の議決権10％以上を保有する者・保有していた者の親族（法人の場合は当該社の取締役・監査役・会計参与・執行役・理事・執行役員である者・あった者の親族）

(3) 取引関係
①現在または過去３事業年度の平均で、当社または子会社が当社の年間連結総売上高の２％以上の支払を受けている者・受けた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員・使用人である者・あった者）

②現在または過去３事業年度の平均で、その者の年間連結総売上高の２％以上の支払を当社または子会社から受けている者・受けた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員・使用人である者・あった者）
③過去３事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付・助成を当社または子会社から受けている公益財団法人・公益社団法人・非営利法人等の理事（業務執行に当たる者に限る）・その他の業務執行者
④現在または過去３年間において、当社が資金調達（必要不可欠であり代替性がない程度に依存しているもの）している金融機関その他大口債権者またはその親会社・重要な子会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員・使用人
⑤当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナー・従業員および過去３年間においてそれらの者であって、当社または子会社の監査業務を実際に担当（補助的関与は除く）していた者（現在退職・退所している者を含む）
⑥当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナーの親族
⑦当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の従業員であって、当社または子会社の監査業務（補助的関与は除く）を現在実際に担当している者、および過去３年間において当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナー・従業員であって、当該期間において、当社または子会社の監査業務（補助的関与は除く）を実際に担当していた者の親族
⑧上記⑤以外の弁護士・公認会計士等のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社または子会社から過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、および上記⑤以外の法律事務所・監査法人等のコンサルティング・ファームその他の専門的なアドバイザリー・ファームであって、過去３事業年度の平均でそのファームの連結総売上高の２％以上の支払を当社または子会社から受けたファームの社員・パートナー・アソシエイト・従業員である者・あった者

(4) 重要な利害関係
(1) ～ (3) 以外で重要な利害関係があると認められる者

注 1.「業務執行取締役」とは、会社法第363条第１項各号所掲の取締役および当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。(以下同じ)
2.「重要な使用人」とは、会社法第362条第４項第３号所定の「重要な使用人」に該当する者をいう。(以下同じ)
3.「親族」とは、配偶者・二親等以内の親族・同居の親族をいう。(以下同じ)
4.「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則第120条第１項第７号）等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいう。(以下同じ)
5. 上記 (2) ③・④、(3) ①・②・⑧に規定する「あった者」とは、過去５年以内に該当する場合をいう。

以　上

以　上

添　付　書　類

添付書類（1）

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告

■１ 保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過および成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、2018年度末現在、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）、連結子会社67社および持分法適用関連会社５社等で構成されており、主要な事業は、国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業および介護・ヘルスケア事業であります。

金融経済環境ならびに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過および成果

当期の世界経済は、通商問題や中国経済の緩やかな減速、英国のＥＵ離脱交渉の展開など、成長に対する不確実性が高まりましたが、米国の着実な景気回復もあり、全体として緩やかな回復が続きました。我が国経済は、豪雨、地震、台風などの自然災害が相次いで発生したことによる生産・物流の滞りがあり、また輸出・生産の一部に弱さも見られたものの、企業収益や雇用情勢の改善、個人消費の持ち直しなどから、緩やかな回復基調が続きました。

（企業集団の事業の経過および成果）

当社グループは、2016年度からスタートした５年間の中期経営計画において、「お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービス」をご提供するというグループ経営理念の具現化に向けて、各事業の魅力を徹底的に高めると同時に、新たな事業機会の探求、当社グループ内の事業間連携やデジタル技術を活用したお客さまサービスの拡充などに取り組んでおります。こうした取組を通じて、お客さまの幸せな人生をひとつなぎで支えていく「安心・安全・健康のテーマパーク」を目指しております。

＜目指す姿を実現するための戦略＞

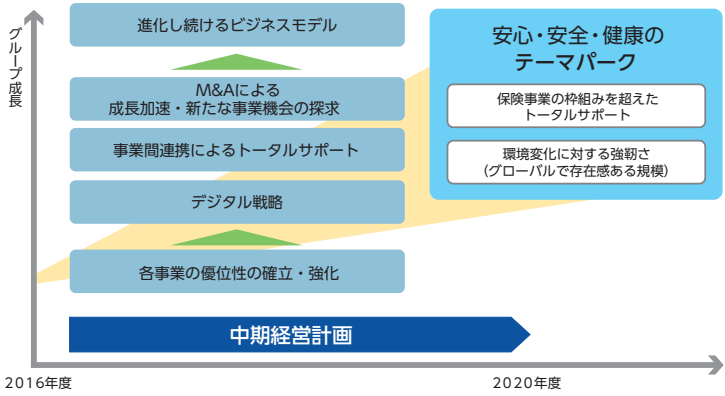

当社は、持株会社としてグループ全体の事業計画の遂行およびグループ価値の最大化に向けて、グループの「事業ポートフォリオの変革」と「各事業の質的進化」を推し進めており、各事業の優位性の確立・強化、グループ経営戦略の立案、グループ全体の経営資源配分、ガバナンス体制の構築およびデジタル戦略・M&Aの実行などグループ重要課題への対応に取り組んでおります。

当期においては、これらの取組の一環として、Sompo International Holdings Ltd.（以下「SIH」といいます。）の傘下に、リテール分野の保険事業を統括する部門を新設し、真に統合されたプラットフォームの構築を進めました。このほか、認知症の予防から介護まで症状の度合いに応じ幅広くサポートをご提供する「SOMPO認知症サポートプログラム」をはじめとするグループ内の事業間連携および外部パートナーとのエコシステム構築を基軸とした取組や、デジタル技術活用に向けた取組を着実に実行してまいりました。

また、グループ経営全般の統括においてグループCEOを支援し、主にグループ経営に係る運営上・管理上の重要事項の意思決定および業務を統括する「グループCOO（Chief Operating Officer）」を2019年1月に設置しました。ガバナンス体制を強化し、これまで以上にグローバルかつ迅速な意思決定および業務執行をグループ全体で行うこと、併せて経営体制を強化することを目指しております。

（当期の業績）

当社の連結業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、前期に比べて1,270億円減少して3兆6,430億円となりました。一方、経常費用は、前期に比べて1,840億円減少して3兆4,440億円となりました。

この結果、当期の経常損益は、前期に比べて570億円増加して1,989億円の経常利益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べて68億円増加して1,466億円の純利益となりました。

		2017年度	2018年度	増減
経常収益		**3兆7,700億円**	**3兆6,430億円**	**△1,270億円**
	保険引受収益	3兆3,697億円	3兆2,200億円	△1,496億円
	資産運用収益	2,543億円	2,732億円	188億円
	その他経常収益	1,459億円	1,497億円	38億円
経常費用		**3兆6,281億円**	**3兆4,440億円**	**△1,840億円**
	保険引受費用	2兆8,680億円	2兆7,379億円	△1,300億円
	資産運用費用	292億円	357億円	65億円
	営業費及び一般管理費	6,084億円	5,405億円	△678億円
	その他経常費用	1,224億円	1,297億円	73億円
経常利益		**1,418億円**	**1,989億円**	**570億円**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,398億円**	**1,466億円**	**68億円**

（各事業部門の経過および成果）

各事業部門の経過および成果は、次のとおりです。

国内損害保険事業

損保ジャパン日本興亜

SAISON INSURANCE　そんぽ24

損保ジャパン日本興亜

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、お客さまの安心・安全・健康に資する価値ある商品やサービスを創造し社会に貢献し続けていくため、現場力の発揮やデジタル技術等の積極的な活用など、質を伴った成長の実現に向けた取組を進めるとともに、既存事業の拡大と新たな成長戦略に挑戦し、最もお客さまに支持される損害保険会社を目指しております。



公式アカウント LINEメニュー　事故自動受付　担当者とのやりとり

（ご参考）ＳＮＳを活用した事故受付・事故対応サービスの画面イメージ

2018年度は、お客さまのライフスタイルを豊かにする保険サービスの実現とお客さまの数の拡大につなげていくため、新たな保険サービスとして、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」といいます。）でシンプル・スピーディーに、ユニークで多彩な保険への加入ができる「LINEほけん※」のご提供を開始しました。このほか、国内損害保険業界初となる12時間単位でご加入が可能な自動車保険「乗るピタ！」や、ＳＮＳを通じてお客さまからの事故の受付からその後のお手続まで一貫して対応できるサービスのご提供を開始してお客さまの利便性向上を図っております。

また、既存事業にＡＩ（人工知能）やＲＰＡ（Robotic Process Automation）等のデジタル技術を導入することで、業務効率化や生産性の向上、価値創造業務へのシフトを加速しております。

これからも、デジタル技術や先端科学技術を有する企業との協業による新事業の創造など新たな成長戦略に積極的に挑戦してまいります。

※「LINEほけん」は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびLINE Financial株式会社との共同開発によるものです。

セゾン自動車火災、そんぽ２４

セゾン自動車火災保険株式会社※とそんぽ２４損害保険株式会社※は通販型損害保険事業を展開し、多様なお客さまニーズに対応しております。

※セゾン自動車火災保険株式会社およびそんぽ２４損害保険株式会社は、効率性と収益性の向上を目指し、関係当局の認可等を前提に、2019年７月１日に合併する予定です。

おとなの自動車保険

（ご参考）セゾン自動車火災は「おとなの自動車保険」をご提供しております。

業績（ご参考）

◎損保ジャパン日本興亜（単体）

正味収入保険料（単位：億円）

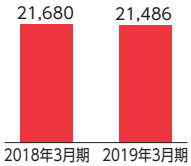

経常利益（単位：億円）

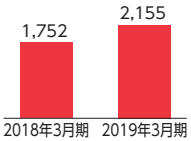

当期純利益（単位：億円）

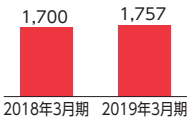

海外保険事業

SOMPO INTERNATIONAL

海外保険事業は30の国・地域に展開しており、統括会社として設立したＳＩＨを中心として真に統合されたプラットフォームの構築を進めております。企業分野が中心の先進国では、欧米子会社の再編が概ね完了しました。リテール分野が中心の新興国マーケットに向けては、ＳＩＨ内に新たにリテール部門の経営チームを組成しました。国・地域の枠を越えて当社グループのノウハウを持ち寄り、グローバルベースで革新的なビジネスモデルの構築を進めております。



（ご参考）第1回ＳＩＨリテール経営会議の様子



（ご参考）ＳＩＨがご提供する「SomPro」・「AgriSompo」

また、当社グループでは、ＳＩＨが有する保険引受やリスク管理の専門性、高度なノウハウに基づく商品・サービスを世界中のグループ会社で活用していくための取組を進めております。2018年９月には、金融機関・専門職業人向け商品・サービスのご提供を専門に取り扱うプラットフォームとして「SomPro」を立ち上げました。30種類を超える保険商品と100名以上の専門メンバーを通じて、世界各国のお客さまに質の高いサービスのご提供を目指します。また、農業保険の専門チームである「AgriSompo」からは、アジアの現地子会社に技術提供を行っております。タイにおいて、現地金融機関と共に地元農家の経営をサポートする「天候インデックス保険」の開発・販売を行うなど、着実に成果を挙げております。

業績（ご参考）

◎海外連結子会社

正味収入保険料（単位：億円）

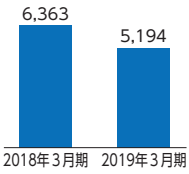

当期純利益（単位：億円）

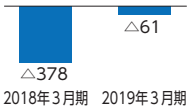

注.「正味収入保険料」「当期純利益」は、当社連結財務諸表に反映されている海外連結子会社の単純合算値を記載しております。

国内生命保険事業

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社は、お客さまに一生涯寄り添う「健康応援企業」への変革を目指し、お客さまの健康に資する「商品」「サービス」を高品質な「チャネル（募集人）」がお届けする三位一体となったビジネスモデルの構築にチャレンジしております。

2018年度は、保険本来の機能（Insurance）と健康を応援する機能（Healthcare）を統合した、インシュアヘルス（Insurhealth®）のご提供を開始しました。死亡保険では、お客さまが健康になると保険料を引き下げ、さらに加入時からの保険料差額相当額をお返しする「健康☆チャレンジ！」制度を備えた「リンククロス じぶんと家族のお守り」を発売し、10か月で販売件数10万件を突破しました。このほか、がん保険では乳がん等を重点保障する「リンククロス ピンク（女性用がん診断保険）」、疾病・医療保険では軽度認知障害・認知症を保障する「リンククロス 笑顔をまもる認知症保険」、さらには自宅で居ながらにして健康チェックができる、郵送型血液検査などの健康増進・疾病予防サービスを備えた「リンククロス ナインガード（総合生活障害保障保険）」を発売しました。

また、健康関連アプリのご提供や、高品質な生命保険募集人によるサポート体制の構築も引き続き推進しております。三位一体のビジネスモデルに加え、インシュアヘルスのご提供を通じて、お客さまへ新たな価値をご提供してまいります。

Insurhealth®（インシュアヘルス）

保険機能 Insurance ＋ 健康応援機能 Healthcare

＜2018年4月発売＞ Linkx じぶんと家族のお守り
業界初の「健康☆チャレンジ！」制度

＜2018年10月発売＞ Linkx 笑顔をまもる認知症保険
業界初のMCI（軽度認知障害）保障

＜2018年8月発売＞ Linkx pink
乳がんの早期発見を応援

＜2019年3月発売＞ Linkx Nineguard（ナインガード）
郵送血液検査サービス

業績（ご参考）

◎損保ジャパン日本興亜ひまわり生命（単体）

保険料等収入（単位：億円）

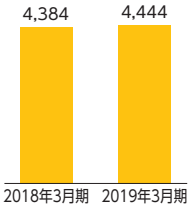

経常利益（単位：億円）

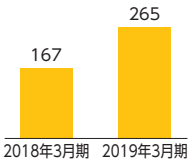

当期純利益（単位：億円）

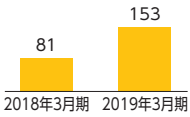

介護・ヘルスケア事業

SOMPOケア
SOMPOヘルスサポート

SOMPOケア

介護・ヘルスケア事業は、2018年７月に当社グループの介護事業会社４社※が合併して新たに誕生したＳＯＭＰＯケア株式会社が、施設系サービスから在宅サービスまで、フルラインの介護サービスをご提供しております。同社では全国を４本部に分けた地域本部制を新たに導入し、要員配置の最適化や市場ニーズ・戦略に応じた経営資源の有効活用を図っております。

また、2018年10月には、当社グループが展開する「ＳＯＭＰＯ認知症サポートプログラム」の第一弾として、認知機能低下を予防するための取組、認知症になった場合の適切なケア等を支援するための情報提供、サービス紹介等を行う「ＳＯＭＰＯ笑顔倶楽部」のご提供を開始しました。

さらには、2019年２月にＩＣＴ・デジタル技術の有効活用を通じ「人間」と「テクノロジー」の共生による新しい介護のあり方を創造する「Future Care Lab in Japan」を開設しました。このプロジェクトを通じて、介護人材の不足をテクノロジーの活用によって解消し、着実に収益を上げることのできる介護事業モデルの構築および高齢者が安心して暮らせる持続可能な社会の実現を目指してまいります。



（ご参考）「Future Care Lab in Japan」オープニングイベントの模様

※ＳＯＭＰＯケア株式会社、ＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社、株式会社ジャパンケアサービス、株式会社プランニングケアの４社

業績等（ご参考）

◎SOMPOケア（連結）

経常収益（単位：億円）

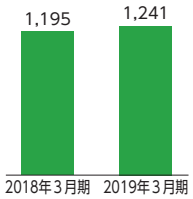

当期純利益（単位：億円）

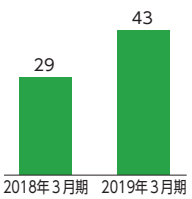

介護施設の入居者数（単位：人）

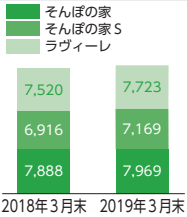

注．SOMPOケアおよび同社の傘下子会社２社は、2018年７月１日にSOMPOケアネクストと合併いたしました。このため、「経常収益」「当期純利益」は当社連結財務諸表に反映されているSOMPOケア（連結）と旧SOMPOケアネクストの単純合算値、「介護施設の入居者数」はSOMPOケア（連結）および旧SOMPOケアネクストの合算値を記載しております。

その他

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント
SOMPOリスクマネジメント
損保ジャパン日本興亜DC証券

お客さまの資産形成に関するサービスをご提供する損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、リスクマネジメント・サイバーセキュリティなどのサービスをご提供するＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社、確定拠出年金を扱う損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社が事業展開しており、国内損害保険事業をはじめとするグループ会社との事業間連携をベースとした収益モデルの向上を図っております。

対処すべき課題

◆環境認識、目指す姿

気候変動による大規模自然災害の増加や国内における急速な少子高齢化に加え、デジタル技術による既存ビジネスモデルの変革など、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。こうした急激な変化に敏捷かつ柔軟に対応し、強固な経営基盤を確立するため、当社は世界にも類を見ないユニークかつ先進的な「安心・安全・健康のテーマパーク」を目指し、社会的課題の解決とともに持続的な成長を実現してまいります。

◆中期経営計画（2016～2020年度）

2018年度は国内外における複数の大規模自然災害の影響により、修正連結利益は対前年比で減益となりましたが、国内自然災害の影響を除くと各事業の収益基盤は着実に成長しております。中期経営計画の完遂に向けて、グループの「事業ポートフォリオの変革」と「各事業の質的進化」を引き続き推し進め、2020年代の早い時期に実現を目指す「修正連結利益3,000億円以上および修正連結ＲＯＥ10%以上（注１）」を達成するため、取組を強化してまいります。

＜グループ計画＞

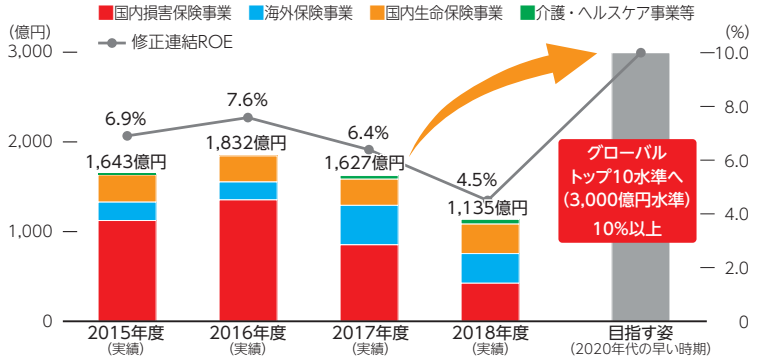

◆各事業における戦略の方向性

グループ最大の事業である国内損害保険事業は、社会の変化に応じた顧客接点の変革・多様化に向けて、業界の垣根を越えた先進的なプレイヤーとの協業やデジタル活用による新たな収益源の創出を、海外保険事業は、グループの利益成長ドライバーとして、真に統合されたプラットフォームのもとで全世界でのオーガニック成長の加速と規律あるM&Aを含めた最適なポートフォリオの構築を、国内生命保険事業は、保険とヘルスケアを統合した「Insurhealth®」の展開を通じて、伝統的な「生命保険会社」から「健康応援企業」への変革がもたらす着実な利益成長を、介護・ヘルスケア事業は、シニアマーケットでの収益基盤の拡大に向けた高品質・効率経営による収益性向上と、認知症をはじめとした高齢社会が抱える社会的課題の解決による「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現との両立を、それぞれ課題として取り組んでまいります。

◆グループガバナンス体制

当社グループは、「事業ポートフォリオの変革」と「各事業の質的進化」を推し進めるため、国内外を問わず様々な人材を積極的に活用し、グループの目指す姿の実現に向けて迅速に意思決定し、能動的に実行していくことを目指しております。

業務執行体制においては、グループＣＥＯおよびグループＣＯＯの全体統括のもと、事業オーナー制、グループ・チーフオフィサー制および執行役員制度を採用し、敏捷かつ柔軟な意思決定および業務執行ならびに権限・責任の明確化を図ってまいりました。さらに当社は、2019年４月より、グループ全体の戦略的課題等に関する協議を行う執行部門の最上位の会議体として、Global Executive Committee（以下「Ｇｌｏｂａｌ ＥｘＣｏ」といいます。）を新たに設置することを決定しました。海外保険事業の主要メンバーを含む本会議は、グループＣＥＯの諮問機関として、グループ全体の経営戦略や業務執行方針等の経営に重大な影響を与えるテーマについて、グローバルな視点から、高い見識と多様な意見に基づいて協議を行っていく方針としております。

Ｇｌｏｂａｌ ＥｘＣｏでの協議の内容は直ちに各事業戦略に反映され、具現化されます。また、当社およびグループ会社の管理業務案件に係る重要事項等は、グループＣＯＯの諮問機関である経営執行協議会（Managerial Administrative Committee）（以下「経営執行協議会（ＭＡＣ）」といいます。）で具体的に協議された後、実行されます。経営執行協議会（MAC）での協議内容はＧｌｏｂａｌ ＥｘＣｏメンバーにも共有することで、２つの会議体がそれぞれの機能を有機的に発揮していく体制構築を目指してまいります。

また、こうした取組と併せて、当社は2019年６月の定時株主総会での承認可決を条件として指名委員会等設置会社へ移行します。経営における監督と執行の分離を明確化して、執行部門への大幅な権限委譲を進めるとともに、社外取締役が中心の取締役会を構成して監督のガバナンス体制の強化を図るものであります。

<ご参考：今後の役員体制>

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役11名選任の件」が承

取締役（株主総会で選任）

社内取締役	社外取締役	
 櫻田　謙悟（執行役兼務）	 野原　佐和子	 遠藤　功
 辻　伸治（執行役兼務）	 村田　珠美	 ｽｺｯﾄ・ﾄﾚﾊﾞｰ・ﾃﾞｲｳﾞｨｽ
 塙　昌樹	 柳田　直樹	 内山　英世
 花田　秀則	 村木　厚子	

指名委員会
社外取締役のみで構成

報酬委員会
社外取締役のみで構成

監査委員会
過半数が社外取締役

認可決された場合の役員体制を次のとおり予定しております。

執行役（取締役会で選任）

代表執行役



グループＣＥＯ
取締役　代表執行役社長
櫻田　謙悟
（取締役兼務）



グループＣＯＯ兼グループＣＢＯ
取締役　代表執行役副社長
辻　伸治
（取締役兼務）

ブランド

事業オーナー

国内損害保険事業



国内損害保険事業オーナー
執行役　西澤　敬二
（損害保険ジャパン日本興亜
代表取締役社長）

海外保険事業



海外保険事業オーナー
執行役　ジョン・チャーマン
（Sompo International Holdings
Executive Chairman of the Board）

国内生命保険事業



国内生命保険事業オーナー
執行役　大場　康弘
（損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
代表取締役社長）

介護・ヘルスケア事業



介護・ヘルスケア事業オーナー
執行役　笠井　聡
（ＳＯＭＰＯケア
代表取締役会長ＣＥＯ）

グループ・チーフオフィサー等



執行役専務　海外Ｍ＆Ａ統括
ナイジェル・フラッド
（Sompo International Holdings
Chief Executive Officer）
海外Ｍ＆Ａ



グループＣＦＯ兼
グループＣＩＯ　執行役常務
濵田　昌宏
ファイナンス・ＩＴ



グループＣＳＯ　執行役常務
奥村　幹夫
戦略



グループＣＤＯ　執行役常務
櫓﨑　浩一
デジタル



グループＣＲＯ　執行役
伊豆原　孝
リスク管理



グループＣＨＲＯ　執行役常務
原　伸一
人事

執行役常務（海外事業企画部長）　川内　雄次
執行役（経理部長）　黒田　泰則
執行役（シニアマーケット事業部　特命部長）　小林　卓人
執行役（リテールプラットフォーム担当）　田尻　克至
執行役（経営企画部　特命部長）　有働　隆登
執行役（秘書部長）　石川　耕治

<ご参考：当社のコーポレート・ガバナンス改革>

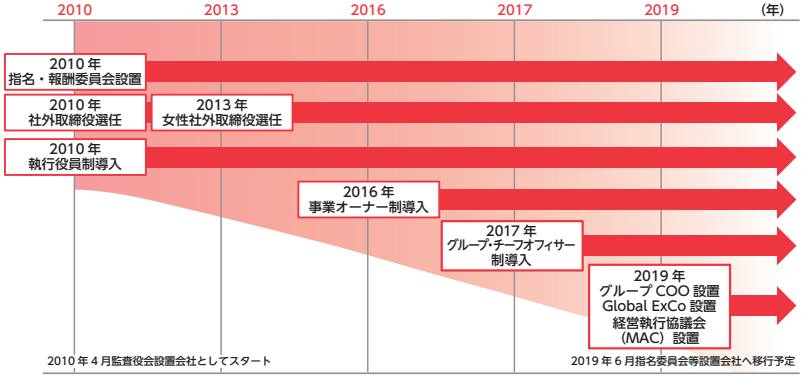

当社は、企業価値の向上とサステナブルな社会の実現を目指し、中期経営計画で掲げている「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築に向け、各事業、グループ会社一丸となって取り組み、持続的な成長を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

注1. 2019年度以降の事業部門別修正利益、修正連結利益および修正連結ＲＯＥの計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益※1	国内損害保険事業※2	当期純利益 ＋異常危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） －有価証券の売却損益・評価損（税引後）
	海外保険事業	当期純利益（主な非連結子会社含む） なお、Sompo InternationalのみOperating Income※4
	国内生命保険事業	当期純利益 ＋危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） ＋責任準備金補正（税引後） ＋新契約費繰延（税引後） －新契約費償却（税引後）
	介護・ヘルスケア事業等※3	当期純利益
修正連結利益		事業部門別修正利益の合計
修正連結純資産		連結純資産（除く国内生命保険事業純資産） ＋国内損害保険事業異常危険準備金等（税引後） ＋国内損害保険事業価格変動準備金（税引後） ＋国内生命保険事業修正純資産※5
修正連結ROE		修正連結利益÷修正連結純資産 （分母は期首・期末の平均残高）

※1 事業部門別修正利益は、一過性の損益または子会社配当等の特殊要因を除く。
※2 損害保険ジャパン日本興亜株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、そんぽ24損害保険株式会社、損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社、SOMPOリスクマネジメント株式会社、Mysurance株式会社、DeNA SOMPO Mobility株式会社およびDeNA SOMPO Carlife株式会社の合計
※3 SOMPOケア株式会社、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、株式会社プライムアシスタンス、SOMPOワランティ株式会社、株式会社フレッシュハウスおよびSOMPOヘルスサポート株式会社の合計
※4 Sompo Internationalの修正利益は一過性の変動要素を除いたOperating Income（＝当期純利益－為替損益－有価証券売却・評価損益－減損損失など）で定義
※5 国内生命保険事業修正純資産＝国内生命保険事業純資産（日本会計基準）＋危険準備金（税引後）＋価格変動準備金（税引後）＋責任準備金補正（税引後）＋未償却新契約費（税引後）

2. 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額および持株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、持株比率等の比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

(2) 企業集団および保険持株会社の財産および損益の状況の推移

イ　企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	3,256,186	3,419,530	3,770,052	3,643,040
経常利益	216,853	241,713	141,890	198,959
親会社株主に帰属する当期純利益	159,581	166,402	139,817	146,626
包括利益	△116,689	226,949	177,754	△54,460
純資産額	1,652,839	1,868,940	1,916,210	1,779,911
総資産	10,186,746	11,931,135	11,948,323	12,018,254

ロ　保険持株会社の財産および損益の状況の推移

区　　分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	130,741	71,611	117,740	126,491
受取配当金	125,000	63,835	107,600	113,800
保険業を営む子会社等	124,500	62,100	107,400	113,560
その他の子会社等	500	1,735	200	240
当期純利益	125,024	61,522	106,900	111,321
1株当たり当期純利益	308円85銭	154円96銭	276円31銭	297円81銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,077,485	993,534	1,008,519	1,027,464
保険業を営む子会社等株式等	821,651	794,572	791,606	791,389
その他の子会社等株式等	100,026	102,400	101,330	103,065

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

企業集団の主要な事務所の状況につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.sompo-hd.com/）に掲載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

イ　保険持株会社の状況

区　分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使用人	557名	579名	22名	43.4歳	17.5年	620千円

注 1. 使用人数は、当社連結子会社との兼務者を含む就業人員数であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 平均勤続年数は、当社連結子会社における勤続年数を通算しております。
3. 平均給与月額は、2019年３月の平均給与月額（時間外手当を含みます。）であり、賞与を含んでおりません。

ロ　企業集団の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減（△）
	名	名	名
国内損害保険事業	27,406	27,425	19
海外保険事業	6,270	6,533	263
国内生命保険事業	2,659	2,916	257
介護・ヘルスケア事業	11,412	11,392	△20
その他	797	1,121	324
合計	48,544	49,387	843

注 1. 使用人数は、当社および当社連結子会社（本項において、以下「グループ」といいます。）の合計であります。
また、グループからグループ以外への出向者を除き、グループ以外からグループへの出向者を含む就業人員数であります。
2.「その他」の使用人数の増加は、2018年10月に「介護・ヘルスケア事業」に区分されておりましたＳＯＭＰＯリスケアマネジメント株式会社がヘルスケア事業を分割し、社名をＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社とするとともに、リスクマネジメント事業（その他）を営むことになったこと等によるものです。
3. 当社の使用人数は、「その他」に含めて記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

事業セグメント	金　額
	百万円
国内損害保険事業	21,709
海外保険事業	2,333
国内生命保険事業	2,175
介護・ヘルスケア事業	4,585
その他	221
合計	31,026

注.　当社の設備投資の金額は、「その他」に含めて記載しております。

ロ　重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

（2019年３月31日現在）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
(連結子会社)						
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区	国内損害保険事業	1944年2月12日	70,000百万円	100.0%	—
セゾン自動車火災保険株式会社	東京都豊島区	国内損害保険事業	1982年9月22日	32,260百万円	99.8% (99.8%)	—
そんぽ２４損害保険株式会社	東京都豊島区	国内損害保険事業	1999年12月６日	19,000百万円	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社	東京都新宿区	国内損害保険事業	1989年2月28日	1,845百万円	100.0% (100.0%)	—
Sompo International Holdings Ltd.	英国領バミューダ ペンブローク	海外保険事業	2017年3月24日	0千USD (0百万円)	100.0% (100.0%)	(注2)
Endurance Specialty Insurance Ltd.	英国領バミューダ ペンブローク	海外保険事業	2001年11月30日	12,000千USD (1,331百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo America Insurance Company	アメリカ ニューヨーク州 ニューヨーク	海外保険事業	1962年8月９日	13,742千USD (1,525百万円)	100.0% (100.0%)	—
Endurance Worldwide Insurance Limited	イギリス ロンドン	海外保険事業	2002年4月10日	346,320千USD (38,438百万円)	100.0% (100.0%)	—

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
SI Insurance (Europe), SA	ルクセンブルク ルクセンブルク	海外保険事業	2018年1月12日	30千EUR (3百万円)	100.0% (100.0%)	(注4)
Sompo Japan Sigorta Anonim Sirketi	トルコ イスタンブール	海外保険事業	2001年3月30日	195,498千TRY (3,892百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	海外保険事業	2008年8月1日	790,761千SGD (64,747百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Insurance Singapore Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	海外保険事業	1989年12月14日	318,327千SGD (26,064百万円)	100.0% (100.0%)	—
Berjaya Sompo Insurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	海外保険事業	1980年9月22日	118,000千MYR (3,209百万円)	70.0% (70.0%)	—
PT Sompo Insurance Indonesia	インドネシア ジャカルタ	海外保険事業	1975年12月16日	344,940,000千IDR (2,690百万円)	80.0% (80.0%)	—
Sompo Insurance China Co., Ltd.	中国 大連	海外保険事業	2005年5月31日	600,000千CNY (9,882百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Insurance (Hong Kong) Company Limited	中国 香港	海外保険事業	1977年3月25日	270,000千HKD (3,817百万円)	97.8% (97.8%)	—
Sompo Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	海外保険事業	1943年10月8日	985,585千BRL (28,030百万円)	99.9% (99.9%)	—
Sompo Saude Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	海外保険事業	2001年6月12日	116,280千BRL (3,307百万円)	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都 新宿区	国内生命保険事業	1981年7月7日	17,250百万円	100.0%	—
SOMPOケア株式会社	東京都 品川区	介護・ヘルスケア事業	1997年5月26日	3,925百万円	100.0%	(注5)
SOMPOヘルスサポート株式会社	東京都 千代田区	介護・ヘルスケア事業	2018年10月1日	10百万円	100.0%	(注6)
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	東京都 中央区	その他 (アセットマネジメント事業)	1986年2月25日	1,550百万円	100.0%	—
SOMPOリスクマネジメント株式会社	東京都 新宿区	その他 (リスクマネジメント事業)	1997年11月19日	30百万円	100.0%	(注6)
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	東京都 新宿区	その他 (確定拠出年金事業)	1999年5月10日	3,000百万円	100.0% (100.0%)	—
(持分法適用関連会社) 日立キャピタル損害保険株式会社	東京都 千代田区	国内損害保険事業	1994年6月21日	6,200百万円	20.6% (20.6%)	—
Universal Sompo General Insurance Company Limited	インド ムンバイ	海外保険事業	2007年1月5日	3,681,818千INR (5,927百万円)	34.6% (34.6%)	—

注 1. 本表は、重要な連結子会社および持分法適用関連会社について記載しております。
2. 当社の連結子会社であるSompo International Holdings Ltd.は、2018年6月1日に米国の保証保険事業会社であるLexon Holding Company他9社の発行済株式を取得し、同社を当社の連結子会社としました。

3. 当社の連結子会社であったLexon Holding Companyは、2018年12月31日に当社の連結子会社であるEndurance U.S. Holdings Corp.を存続会社、Lexon Holding Company他４社を消滅会社とする吸収合併により消滅しました。これに伴い、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。
4. 当社の連結子会社であったSompo Japan Nipponkoa Insurance Company of Europe Limitedは、２０１９年１月１日に当社の連結子会社であるSI Insurance (Europe), SAとの合併により消滅し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。
5. 当社の連結子会社であるＳＯＭＰＯケアメッセージ株式会社は、2018年４月１日に社名をＳＯＭＰＯケア株式会社に変更しました。また、当社の連結子会社であったＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社、株式会社ジャパンケアサービスおよび株式会社プランニングケアは、2018年７月１日に当社の連結子会社であるＳＯＭＰＯケア株式会社を存続会社とする合併により消滅しました。これに伴い、ＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社他２社は当社の連結子会社ではなくなりました。
6. 当社の連結子会社であるＳＯＭＰＯリスケアマネジメント株式会社は、2018年10月１日にヘルスケア事業を分割し、ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社を新設し、同社は当社の連結子会社となりました。これに伴い、当社の連結子会社であるＳＯＭＰＯリスケアマネジメント株式会社は同日に社名をＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社とし、主要な事業内容を「介護・ヘルスケア事業」から「その他（リスクマネジメント事業)」へ変更しております。
7. 資本金欄の（ ）内に表示した円貨額は、当期末の為替相場による換算額であります。
8. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有割合を内数で記載しております。

■重要な業務提携の概況

1. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社と第一生命保険株式会社との包括業務提携

   当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、第一生命保険株式会社との包括業務提携により、業務の代理・事務の代行契約を締結し、第一生命保険株式会社による損害保険ジャパン日本興亜株式会社の損害保険商品の取扱いおよび損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代理店による第一生命保険株式会社の生命保険商品の取扱いを行っております。

2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社と株式会社クレディセゾンとの業務提携

   当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、セゾンカードホルダーに対する損害保険商品の開発・提供を行っております。

3. 当社と綜合警備保障株式会社との業務提携

   当社と綜合警備保障株式会社との業務提携により、同社の事故時の

かけつけサービスを当社の連結子会社であるセゾン自動車火災保険株式会社の自動車保険契約者に対してご提供しております。また、同サービスを損害保険ジャパン日本興亜株式会社の一部の自動車保険契約者に対してご提供しております。

4. Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.とＣＩＭＢグループとの損害保険の銀行窓口販売に関する提携

当社の連結子会社であるSompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.は、東南アジアの大手銀行グループの一つであるＣＩＭＢグループとの提携により、東南アジア４か国（マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ）において、ＣＩＭＢグループが持つ支店網を通じて損害保険商品をご提供することが可能となっております。現在、マレーシア、インドネシアおよびシンガポールで販売しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

イ　当社の連結子会社であるセゾン自動車火災保険株式会社およびそんぽ２４損害保険株式会社は、効率性と収益性の向上を目指し、関係当局の認可等を前提として、2019年７月１日に合併する予定であります。

ロ　当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年４月１日に社名を「損害保険ジャパン株式会社」に変更する予定であります。

ハ　当社の連結子会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2019年10月１日に社名を「ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社」に変更する予定であります。

ニ　当社の連結子会社であるSompo Japan Sigorta Anonim Sirketiは、関係当局の認可等を前提として、社名を「Sompo Sigorta Anonim Sirketi」に変更することを2019年５月15日に決定しております。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2019年３月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
櫻田 謙悟	グループＣＥＯ 代表取締役社長 担当：グループ経営全般の統括（最高経営責任者）	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役	(注1)
辻 伸治	グループCOO グループCFO 代表取締役 担当：グループ経営全般の統括、グループのファイナンス領域の最高責任者	損保ジャパン日本興亜 ひまわり生命保険株式会社 取締役	(注2)
西澤 敬二	国内損害保険事業オーナー 取締役 担当：国内損害保険事業の最高責任者	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役社長社長執行役員	―
田中 順一	海外保険事業オーナー 取締役 担当：海外保険事業の最高責任者、中東・南米地域統括	―	(注3)
大場 康弘	国内生命保険事業オーナー 取締役 担当：国内生命保険事業の最高責任者	損保ジャパン日本興亜 ひまわり生命保険株式会社 代表取締役社長社長執行役員	―
奥村 幹夫	介護・ヘルスケア事業オーナー 取締役 担当：介護・ヘルスケア事業の最高責任者	ＳＯＭＰＯケア株式会社 代表取締役会長ＣＥＯ Sompo International Holdings Ltd.取締役	(注4)

氏　　名	地位および担当	重要な兼職	その他
濵田昌宏（はまだまさひろ）	グループＣＳＯ グループＣＩＯ 取締役 担当：グループの戦略領域の最高責任者、グループのＩＴ領域の最高責任者	―	(注5)
藤倉雅人（ふじくらまさと）	グループＣＲＯ 取締役 担当：グループのリスク管理・内部統制・内部監査領域の最高責任者	―	(注6)
野原佐和子（のはらさわこ）	取締役（社外取締役）	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 株式会社ゆうちょ銀行 取締役（社外取締役） 東京瓦斯株式会社 監査役（社外監査役）	(注7)
遠藤功（えんどういさお）	取締役（社外取締役）	株式会社ローランド・ベルガー会長 株式会社良品計画 取締役（社外取締役） 日新製鋼株式会社 取締役（社外取締役）	(注7)
村田珠美（むらたたまみ）	取締役（社外取締役）	弁護士	(注7)
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)	取締役（社外取締役）	立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン 取締役（社外取締役）	(注7)
塙昌樹（はなわまさき）	常勤監査役	―	―
花田秀則（はなだひでのり）	常勤監査役	―	(注8)
柳田直樹（やなぎだなおき）	監査役（社外監査役）	弁護士 ＹＫＫ株式会社 監査役（社外監査役）	(注7)

氏　　名	地位および担当	重要な兼職	その他
内山英世（うちやまひでよ）	監査役（社外監査役）	公認会計士 朝日税理士法人顧問 オムロン株式会社 監査役（社外監査役） エーザイ株式会社 取締役（社外取締役）	(注7) (注9)
村木厚子（むらきあつこ）	監査役（社外監査役）	伊藤忠商事株式会社 取締役（社外取締役） 住友化学株式会社 取締役（社外取締役）	(注7)

注 1. 櫻田謙悟氏は、2019年４月26日付けで公益社団法人経済同友会の代表幹事に就任しております。
2. 辻伸治氏は、2019年４月１日付けで当社のグループＣＯＯ兼グループＣＢＯに就任しております。
3. 田中順一氏は、2019年３月31日付けで当社の取締役を辞任し、常務執行役員を退任しております。
4. 奥村幹夫氏は、2019年３月31日付けでＳＯＭＰＯケア株式会社の代表取締役を辞任し、ＣＥＯを退任しております。
また、2019年４月１日付けで当社のグループＣＳＯに就任しております。
5. 濵田昌宏氏は、2019年４月１日付けで当社のグループＣＦＯ兼グループＣＩＯに就任するとともに、ＳＯＭＰＯケア株式会社の取締役に就任しております。
6. 藤倉雅人氏は、2019年３月31日付けで当社の取締役を辞任し、常務執行役員を退任しております。
7. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏、スコット・トレバー・デイヴィス氏、柳田直樹氏、内山英世氏および村木厚子氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 花田秀則氏は、当社の経理部門での長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 内山英世氏は、公認会計士として監査法人での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区　分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬（月例報酬）	業績連動報酬	業績連動型株式報酬	退職慰労金等
取締役	12名	597百万円	339百万円	141百万円	116百万円	—
監査役	6名	104百万円	104百万円	—	—	—
合計	18名	701百万円	443百万円	141百万円	116百万円	—

注 1. 支給人数、報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、2018年３月31日をもって辞任した取締役１名分ならびに2018年６月25日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名分および監査役１名分が含まれております。

2. 取締役の報酬等の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員としての報酬479百万円（固定報酬（月例報酬）：243百万円、業績連動報酬：131百万円、業績連動型株式報酬：104百万円）を含んでおります。なお、執行役員報酬の支給人数は８名であります。

3. 固定報酬（月例報酬）は、金銭で支給する報酬であります。

4. 業績連動報酬は、金銭で支給する報酬であり、前事業年度の業績に基づく報酬および当事業年度の業績に基づく報酬の引当金計上額の合計額であります。（ただし、前事業年度の引当金計上額は除きます。）

5. 業績連動型株式報酬は、前事業年度の業績に基づき、当事業年度分として計上した株式給付引当金の繰入額であります。

6. 当社および当社連結子会社からの報酬等の総額が１億円以上の役員は次のとおりであります。なお、業績連動報酬については、前事業年度の業績に基づいて支払われた報酬額を記載しており、当事業年度の引当金計上額は含んでおりません。

氏　名	連結報酬等の総額	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額			
				固定報酬（月例報酬）	業績連動報酬	業績連動型株式報酬	退職慰労金等
櫻田謙悟（さくらだ けんご）	248百万円	取締役	当社	110百万円	82百万円	56百万円	—
		取締役	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	—	—	—	—
西澤敬二（にしざわ けいじ）	150百万円	取締役	当社	—	—	—	—
		取締役	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	78百万円	31百万円	40百万円	—

7. 株主総会の決議により定められた報酬限度額は次のとおりであります。

区　分	報酬限度額
取　締　役	・固定報酬（月例報酬）および業績連動報酬 年額７億円以内 （うち社外取締役分年額１億円以内） ・業績連動型株式報酬 ３事業年度※1　５億円以内※2 ※1 2017年３月末日で終了した事業年度から2019年３月末日で終了する事業年度 ※2 業績連動型株式報酬に係る株式給付信託において、当社が取締役分として信託に拠出する限度額 注：上記のいずれも、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。
監　査　役	・固定報酬（月例報酬） 年額１億1,000万円以内

■役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜役員報酬決定方針＞

当社は役員報酬を会社業績・企業価値向上の観点で重要な事項として位置づけ、以下のとおり役員報酬決定方針を定めます。

1. 役員報酬に関わる基本理念（グループ共通）

(1) 優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度であること

(2) 役員報酬制度が事業戦略に整合したものであり、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高めること

(3) 単年度業績のみでなく、中長期的な業績や役員の取組を報酬に反映したものであること

(4) 当社および主要な子会社の報酬制度については、当社に設置する指名・報酬委員会での審議プロセスを通じて、ステークホルダーへの説明責任を果たしうる客観性・透明性および公正性が担保されていること

2. 当社の役員報酬制度

当社の役員報酬制度は以下の内容を適用します。ただし、以下の内容を適用しない合理的な理由がある場合は、指名・報酬委員会が個別の報酬金額・構成について審議の上、取締役会に勧告を行い、取締役会が決定します。

また、指名・報酬委員会は、当社のすべての取締役および執行役員の報酬について、役員報酬予算を毎年審議の上、取締役会に勧告し、取締役会が決定します。取締役会はこの役員報酬予算の範囲内で、取締役・執行役員の報酬額を決定します。

(1) 取締役の報酬構成および決定方法

取締役報酬は、月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成します。

月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数（１ポイント＝当社普通株式１株）を決定します。

ただし、社外取締役に対する業績連動報酬および業績連動型株式報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬

と執行役員としての報酬を合算して支給します。
業績連動報酬および業績連動型株式報酬の概要は、以下（4）（5）記載の通りです。

(2) 執行役員の報酬構成および決定方法

執行役員報酬は、月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成します。
グループＣＥＯの報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、実績・スキル等を反映して指名・報酬委員会が審議・勧告を行い、取締役会が決定します。グループＣＥＯ以外の執行役員の報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、職務の重さや戦略的な位置づけ、実績・スキル等を反映して決定するものとします。
なお、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株）を決定します。
業績連動報酬および業績連動型株式報酬の概要は、以下（4）（5）記載の通りです。

(3) 監査役の報酬

監査役報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とし、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

(4) 業績連動報酬制度

当社は、役員報酬制度と事業戦略を整合させ、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高める仕組として、業績連動報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

・業績連動報酬は業績連動報酬基準額に、単年度の会社業績および個人業績を反映して決定します。
・会社業績に適用する業績指標は、事業年度における修正連結利益、修正連結ＲＯＥとし、各指標の目標額（事業計画値）に対する実績に応じて係数を決定し、また、個人業績は、役員業績評価制度における評価結果に応じて係数を決定します。
・業績連動報酬を支給する際に適用する係数は、上記会社業績の係数に、個人業績の係数を乗じて算出し、業績連動報酬基準額に当該適用係数を乗じて支給額を算出します。
・なお、事業オーナーの職務を担う役員およびその事業を担当する役員については、担当する事業の売上高や利益等を会社業績指標として反映します。

(5) 業績連動型株式報酬制度

当社は、中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株

式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

・業績連動型株式報酬は、業績連動型株式報酬基準ポイント数に、中長期的な株式価値および連結業績をマーケット対比で反映します。
・株式価値については、過去３事業年度の当社株価の成長率とＴＯＰＩＸの成長率を対比してマーケット対比指標係数を決定します。
・連結業績については、保険業を中心としたグローバル企業をピアグループとし、過去３事業年度の連結純利益の成長率を対比してグローバル対比指標係数を決定します。
・業績連動型株式報酬を支給する際に適用する係数は、上記マーケット対比指標係数に、グローバル対比指標係数を加算して算出し、業績連動型株式報酬基準ポイントに当該適用係数を乗じて支給ポイントを算出します。

以　上

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
野原　佐和子 （社外取締役）	当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
遠藤　　功 （社外取締役）	
村田　珠美 （社外取締役）	
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) （社外取締役）	
柳田　直樹 （社外監査役）	
内山　英世 （社外監査役）	
村木　厚子 （社外監査役）	

■ 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2019年３月31日現在)

氏　名	兼職その他の状況
野原佐和子 (社外取締役)	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 株式会社ゆうちょ銀行取締役（社外取締役） 東京瓦斯株式会社監査役（社外監査役）
遠藤　功 (社外取締役)	株式会社ローランド・ベルガー会長 株式会社良品計画取締役（社外取締役） 日新製鋼株式会社取締役（社外取締役）
村田珠美 (社外取締役)	—
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役）
柳田直樹 (社外監査役)	ＹＫＫ株式会社監査役（社外監査役）
内山英世 (社外監査役)	オムロン株式会社監査役（社外監査役） エーザイ株式会社取締役（社外取締役）
村木厚子 (社外監査役)	伊藤忠商事株式会社取締役（社外取締役） 住友化学株式会社取締役（社外取締役）

注.　社外役員の兼職先と当社との間に、重要な資本的関係および取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
野原佐和子 (社外取締役)	５年 ９か月	取締役会14回開催のうち 12回出席	取締役会において、本質的な課題分析・リスク評価の重要性、デジタル戦略を推進するうえでの留意事項などについて、経営者としての経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について取締役会への提言をとりまとめるとともに、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
遠藤（えんどう）　功（いさお） （社外取締役）	4年 9か月	取締役会14回 開催のうち 14回出席	取締役会において、事業の成長のコアとなるグループ固有の戦略の重要性、グローバルな経営管理体制を構築するうえでの留意事項などについて、経営者としての専門的知見・経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
村田（むらた）　珠美（たまみ） （社外取締役）	4年 9か月	取締役会14回 開催のうち 14回出席	取締役会において、ステークホルダーを意識した施策立案の重要性、専門性の高い人材を確保・育成するうえでの留意事項などについて、法律家としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) （社外取締役）	4年 9か月	取締役会14回 開催のうち 14回出席	取締役会において、グループの成長を支える強固なガバナンスの重要性、新たな事業分野に進出するうえでの留意事項などについて、学識者としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
柳田　直樹（やなぎだ　なおき） (社外監査役)	4年 9か月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	取締役会・監査役会において、社外への情報開示を適切に行ううえでの留意事項、グループガバナンス体制変更にあたっての検討のあり方などについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
内山　英世（うちやま　ひでよ） (社外監査役)	1年 9か月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	取締役会・監査役会において、デジタル戦略など新規分野への投資を検討するうえでの留意事項、海外子会社の内部統制システム構築において経営トップが直接関与することの重要性などについて、公認会計士としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
村木　厚子（むらき　あつこ） (社外監査役)	1年 9か月	取締役会14回開催のうち14回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	取締役会・監査役会において、介護・ヘルスケア事業の成長戦略を検討するうえでの留意事項、重要施策のグループ内への浸透に向けた取組の重要性などについて、厚生労働省における行政官としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。

注.　当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	98百万円	—

注. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、以下のとおりであります。
社外取締役　4名　56百万円
社外監査役　3名　42百万円

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

(2019年３月31日現在)

発行可能株式総数　1,200,000千株
発行済株式の総数　373,330千株

注. 2018年11月30日付けで自己株式の消却（42,021,805株）を行ったことにより、発行済株式の総数は減少しております。

(2) 当年度末株主数　42,254名

(3) 大株主

(2019年３月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,715	6.6
JP MORGAN CHASE BANK 380055	24,512	6.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,034	4.8
GOVERNMENT OF NORWAY	14,525	3.9
ＳＯＭＰＯホールディングス従業員持株会	8,759	2.3
日本通運株式会社	8,001	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	6,823	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	6,786	1.8
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,372	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	5,240	1.4

注 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 日本通運株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式1,600千株が含まれております（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　日本通運口」であります。）。

所有者別株式分布状況



5 新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(https://www.sompo-hd.com/)に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 小澤（おざわ）　裕治（ゆうじ） 指定有限責任社員 鴨下（かもした）　裕嗣（ひろつぐ） 指定有限責任社員 窪寺（くぼでら）　信（まこと）	60百万円	①監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、ＩＦＲＳへの移行に係る助言業務を委託しております。

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は515百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制および職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準および監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、海外の子法人等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

■７ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

■ 8 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備内容の概要

当社は、ＳＯＭＰＯホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

当社は、2019年３月26日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の改定（2019年４月１日付け）を決議しております。改定後のグループの「内部統制基本方針」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.sompo-hd.com/）に掲載しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

・当社は、グループの内部統制を有効に機能させるためにグループを統制する各種基本方針を制定し、それらの整備・運用状況を取締役会を通じて定期的に確認しながら、継続的に内部統制システムの改善を図っております。また、グループＥＲＭ・内部統制委員会を役員クラスで組成し、同委員会を通じてグループ内外の事象を分析しながら、グループの内部統制システムの充実・強化に取り組んでまいりました。

・当社は、各事業部門のトップを事業オーナーと位置づけ、事業オーナーに事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲し、スピード感を持った意思決定・業務戦略立案を行う体制にしております。また、グループＣＥＯおよびグループＣＯＯの全体統括のもと、各機能領域の責任者としてグループ・チーフオフィサーを配置し、グループ全体の戦略・重要な課題の遂行などのグループ横串機能を発揮する体制にしております。

・当社は、意思決定機能のさらなる強化や事業オーナー制の進化・発展、多様な事業を俯瞰し環境変化に柔軟に対応できる経営体制構築のため、指名委員会等設置会社への移行、Global Executive Committeeおよび経営執行協議会（Managerial Administrative Committee）の設置など、グループガバナンス体制変更の方針を決定しております。

②グループ会社管理体制

・当社は、事業オーナー制を踏まえた承認・報告制度に基づき、グループ会社の経営計画等の重要事項を承認するとともに、計画の進捗状況やリスク事象の発生等の報告をグループ各社から受け、適宜対策を講じるなど、グループ全体の企業価値の向上を図るべく、グループ会社の経営管理を行っております。

・当社は、グループの各種基本方針に基づくグループ各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じてグループ各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めております。

③コンプライアンス体制

・当社は、年度のグループのコンプライアンス推進方針を策定し、グループ各社に周知し、グループ各社においてその方針に基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、当社およびグループ各社は、より実効性の高いコンプライアンス推進に向けて、外国法の域外適用のリスクに対する態勢整備等、リスク発現の未然防止にも取り組んでおります。
・当社およびグループ各社は、内部通報・内部監査等の制度を整備して法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでおります。
・内部通報においては、グループ全体の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っております。
・グループ各社は、不適切事象を把握したときは、当該事象が発生した会社において適切に対応するとともに、当社はグループ各社から報告を受けて、対応内容の適切性を確認し、必要に応じて支援・指導を行っております。
・当社は、グループＥＲＭ・内部統制委員会を定期的に開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組の妥当性の検証を行ってまいりました。

④戦略的リスク経営（ＥＲＭ）に関する体制

・当社は、経営戦略や「グループＥＲＭ基本方針」をグループ各社に周知徹底し、グループ全体におけるＥＲＭの進化および文化浸透に取り組んでおります。また、グループ各社は、当該基本方針を踏まえた規程を整備するなど、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しております。
・当社は、「グループ　リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、事業毎に成長性や収益性を考慮して資本配賦を実施し、各事業では配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しております。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画や資本配賦の見直しを行うＰＤＣＡサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しております。

・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しております。特に重大なリスクについては、リスクコントローラー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っております。また、環境変化等により新たに発現または変化し、将来、グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクをエマージングリスクとして、モニタリングを行っております。
・当社は、グループＥＲＭ・内部統制委員会において戦略的リスク経営の実践・高度化および実効性のあるリスク管理態勢の構築・整備について経営論議を行ってまいりました。

⑤取締役職務執行体制
・当社は、グループの中期経営計画および年度計画を策定するとともにグループ各社と共有し、グループ各社においてもグループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定することを通して、グループとしての一体性を確保しております。また、その基盤となるグループのＩＴガバナンスの整備も推進しております。
・当社は、中期経営計画や、Ｍ＆Ａ方針の決定等、グループの経営に重大な影響を与える事項については、課題別委員会、経営会議で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図ってまいりました。

⑥監査役の監査体制
・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配置しております。
・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っております。
・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しております。
・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しております。
・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、グループの課題認識等について意見交換を実施しております。また、監査役はグループ会社に対する往査等を実施し、当該会社の代表者等および監査役と情報交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社に関する事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.sompo-hd.com/）に掲載しております。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

添付書類（2）

2018年度（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	971,469	保険契約準備金	8,348,638
買現先勘定	64,999	支払備金	1,559,910
買入金銭債権	11,869	責任準備金等	6,788,727
金銭の信託	40,993	社債	510,383
有価証券	8,012,734	その他負債	1,113,887
貸付金	703,255	退職給付に係る負債	103,796
有形固定資産	355,144	役員退職慰労引当金	31
土地	128,381	賞与引当金	30,363
建物	124,558	役員賞与引当金	261
リース資産	55,598	株式給付引当金	1,347
建設仮勘定	13,260	特別法上の準備金	90,722
その他の有形固定資産	33,345	価格変動準備金	90,722
無形固定資産	401,165	繰延税金負債	38,910
ソフトウェア	21,023	負債の部合計	10,238,342
のれん	198,694	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	181,447	資本金	100,045
その他資産	1,447,194	資本剰余金	244,170
退職給付に係る資産	207	利益剰余金	712,745
繰延税金資産	15,663	自己株式	△2,902
貸倒引当金	△6,442	株主資本合計	1,054,058
		その他有価証券評価差額金	763,859
		繰延ヘッジ損益	6,449
		為替換算調整勘定	△62,937
		退職給付に係る調整累計額	△3,551
		その他の包括利益累計額合計	703,820
		新株予約権	632
		非支配株主持分	21,399
		純資産の部合計	1,779,911
資産の部合計	12,018,254	負債及び純資産の部合計	12,018,254

添付書類（3）

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	**3,643,040**
保険引受収益	**3,220,047**
正味収入保険料	2,718,155
収入積立保険料	111,132
積立保険料等運用益	38,203
生命保険料	349,606
その他保険引受収益	2,949
資産運用収益	**273,249**
利息及び配当金収入	188,722
金銭の信託運用益	5,445
有価証券売却益	110,913
有価証券償還益	1,709
特別勘定資産運用益	391
その他運用収益	4,271
積立保険料等運用益振替	△38,203
その他経常収益	**149,743**
経常費用	**3,444,081**
保険引受費用	**2,737,949**
正味支払保険金	1,694,889
損害調査費	135,759
諸手数料及び集金費	504,932
満期返戻金	205,423
契約者配当金	128
生命保険金等	88,471
支払備金繰入額	13,119
責任準備金等繰入額	89,730
その他保険引受費用	5,494
資産運用費用	**35,798**
金銭の信託運用損	1,006
売買目的有価証券運用損	195
有価証券売却損	10,984
有価証券評価損	13,425
有価証券償還損	236
金融派生商品費用	2,766
その他運用費用	7,184
営業費及び一般管理費	**540,542**
その他経常費用	**129,792**
支払利息	13,902
貸倒引当金繰入額	420
貸倒損失	27
持分法による投資損失	593
その他の経常費用	114,848
経常利益	**198,959**

（次頁に続く）

（単位：百万円）

科目	金額
特別利益	**12,868**
固定資産処分益	12,868
特別損失	**9,799**
固定資産処分損	2,427
減損損失	1,735
特別法上の準備金繰入額	4,626
価格変動準備金	4,626
その他特別損失	1,009
税金等調整前当期純利益	**202,029**
法人税及び住民税等	**43,276**
法人税等調整額	**16,380**
法人税等合計	**59,657**
当期純利益	**142,372**
非支配株主に帰属する当期純損失	**4,253**
親会社株主に帰属する当期純利益	**146,626**

添付書類（4）

2018年度（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**128,812**	**流動負債**	**26,313**
現金及び預金	36,570	関係会社短期借入金	24,300
前払費用	32	未払金	1,088
未収入金	92,084	未払費用	0
その他	124	未払法人税等	153
固定資産	**898,652**	未払消費税等	254
有形固定資産	**260**	前受収益	11
建物	205	賞与引当金	385
工具、器具及び備品	54	役員賞与引当金	119
投資その他の資産	**898,391**	その他	0
投資有価証券	3,785	**固定負債**	**1,458**
関係会社株式	894,454	株式給付引当金	1,347
その他	151	その他	110
		負債合計	**27,771**
		（純資産の部）	
		株主資本	**999,080**
		資本金	**100,045**
		資本剰余金	**612,011**
		資本準備金	25,045
		その他資本剰余金	586,966
		利益剰余金	**289,924**
		その他利益剰余金	289,924
		繰越利益剰余金	289,924
		自己株式	**△2,902**
		評価・換算差額等	**△19**
		その他有価証券評価差額金	△19
		新株予約権	**632**
		純資産合計	**999,693**
資産合計	**1,027,464**	**負債純資産合計**	**1,027,464**

添付書類（5）

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	113,800	
関係会社受入手数料	12,691	**126,491**
営業費用		
販売費及び一般管理費	11,099	**11,099**
営業利益		**115,392**
営業外収益		
為替差益	9	
未払配当金除斥益	30	
受取事務手数料	17	
還付加算金	8	
その他	5	**72**
営業外費用		
支払利息	1	
投資事業組合運用損	127	
その他	5	**134**
経常利益		**115,329**
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	2,758	
関係会社株式評価損	511	**3,271**
税引前当期純利益		**112,058**
法人税、住民税及び事業税	577	
法人税等調整額	158	**736**
当期純利益		**111,321**

添付書類（6）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月16日

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　裕　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨　下　裕　嗣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（7）

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月16日

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　裕　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨　下　裕　嗣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（8）

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

（次頁に続く）

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年５月20日

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社　監査役会

監査役(常勤)	塙　　昌　樹	㊞
監査役(常勤)	花　田　秀　則	㊞
監査役(社外監査役)	柳　田　直　樹	㊞
監査役(社外監査役)	内　山　英　世	㊞
監査役(社外監査役)	村　木　厚　子	㊞

以　上